

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成19年12月3日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成19年8月29日	70,917円		平成19年3月19日、西新井中学校校庭において野球部員がバッティング練習を行っていたところ、防球ネットを越えて軟式ボールが飛び出し、相手方車両のボンネットを破損し、損害を与えた。
平成19年9月5日	65,100円		平成19年7月18日、花保中学校校庭において野球部員がバッティング練習を行っていたところ、防球ネットを越えて軟式ボールが飛び出し、相手方自宅の一部（物干し場の庇）を破損し、損害を与えた。